保護者記入

- *療養報告書は医療機関で記入していただく必要はありません。保護者の方がご記入ください。
- *医師に指示された療養期間を超え、症状が軽快しない場合は、再度病院を受診するようお願いします。
- *療養終了日は表の「出席停止の期間の基準」を満たしていることを確認の上、ご記入ください。

学校長		•				
以下のとおり、感染症にかかり	療養していま	したが	、出席停止期間	の基準を満たす	ナ状態に回復し、	登校
可能であることを報告します。						
千葉大学教育学部附属中学校						
【 生徒名 】 年	組 氏名					
【保護者名】						
1 受診した医療機関名						
2 発症日	月	日				
3 療養期間 ①療養開始日	月	日	②療養終了日	月	日	
4 療養報告書提出日	月	日				

			出席停止の期間の基準		
	インフルエンザ (A B 不明)		発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過するまで		
	基準を満たしているか☑→		解熱した日の翌日から数えて2日を経過するまで		
3.7	新型コロナウイルス感染症		発症した日 (無症状の場合は検体を採取した日) の翌日を1日目として5日経過するまで		
	基準を満たしているか☑→		症状が軽快した日の翌日から数えて1日を経過するまで * <u>軽快</u> とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善していること。		
J.	麻しん (はしか)	解熱後3日を経過するまで			
Ī	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するま で			
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好 になるまで			
J	風しん	発疹が消失するまで			
7	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで			
á	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで			
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
Į.	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで			
J.	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで			
ì	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで			
1	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで			
Ì	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで			
1	ウイルス性肝炎 (A 型)	肝機能が正常になるまで			
J	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで			
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで			
1	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能			
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能			
3	手足口病	全身	全身状態の安定した者は登校可能		
1	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部	島部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで		
	その他 ()				